

研究会・フォーラム会則

第1条(名称)

この研究会(以下「本会」という。)の名称は別紙会員制度説明書(以下「会員制度説明書」という。)に規定する。

第2条(事務局)

本会の事務局は船井総研ロジ株式会社(以下「当社」という。)に置くものとし、当社は、本会を運営し、第4条第2項に定めるサービスを提供する。但し、本会は第3条に定める目的で運営されるものとし、会員は、当社が会員に対して個別の提案及び助言を行うものではないことを確認する。

第3条(目的)

本会は、この研究会会則(以下「本会則」という。)に従い本会に入会した法人、事業者その他の団体(以下「会員」という。)における企業経営上の諸課題を共に研究することにより会員の振興に貢献し、併せて会員相互の懇話親睦を図ることを目的とする。

第4条(活動内容)

1. 本会は前条の目的を達成するため会員制度説明書に規定した活動を行う。
2. 前項の活動において当社及び本会が提供するサービス(総称して以下「本件サービス」という。)の利用条件及び利用手続については、会員制度説明書又は各提供サービスの利用規約等にて定め、同説明書及び同規約等は本会則の内容を構成するものとする。
3. 本会ではデジタルツールを使用する場合があり、当該デジタルツールについては、当社デジタルツールに係る利用規約、外部デジタルツールを利用した会員向けサービスに関する利用規約その他当社が個別に適用があることを明示した利用規約が適用される。なお、当社は当会で利用する可能性がある主要なデジタルツールは会員制度説明書で明示するが、会員に通知することによりこれを変更し、又は他のデジタルツールを使用する場合がある。

第5条(会員)

本会への入会は法人単位(法人でない事業者の場合は同一事業を営む組織体単位)とし、同一の単位につき1名のみが本件サービスを利用することができるものとする(この場合の会員単位を1口とする。)。但し、当社が特に認めた場合には、同一法人につき複数名が本件サービスを利用することができるものとする。この場合の追加参加会員は、会員制度説明書に記載の追加参加料を支払うものとする。

第6条(入会手続)

1. 入会希望者は、本会則及び別紙会員制度説明書に同意した上で、所定の入会申込用紙に必要事項を記載し、当社が別途指定する方法により、当社宛に申し込むものとする。当社は、当該申し込みを受理したのち、次条に定める入会資格について審査をし、入会を認める者に対してのみ、書面にて入会承認の通知をする。かかる承認の通知を受けた入会希望者は、入会金及び初年度の年会費の支払いが完了した時点で本会の会員資格が付与され、本件サービスのすべてを利用できるものとする。但し、承認通知を受領した入会希望者は、入会金及び初年度の年会費の支払完了前でも、当社の定める本件サービスの一部を利用できるものとする。なお、本会の入会条件において入会金の設定がない場合には、入会希望者がかかる承認の通知を受領した時点で、本会の会員資格が付与されるものとする。
2. 前項但書の規定にかかわらず、入会希望者が承認通知の受領後2か月以内に所定の入会金及び年会費の支払を完了しない場合には、当該2か月間の満了日の終了をもって、当社によって認められた本件サービスの一部の利用が停止されるものとする。
3. 当社は、会員が入会申込書に記入した情報、本会における会員の管理の過程において当社が取得した情報、及び会員の本件サービスの利用に関して当社が取得した情報に個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。その後の改正を含む。)において定義される「個人情報」が含まれている場合には、それらを当社個人情報保護方針に従い利用することができる。

第7条(入会審査・資格)

1. 当社は、入会希望者が次に掲げる事由に該当し、又はそのおそれがある場合(但し、第6号に該当する場合を除き、会員においてすでに是正措置が講じられている等、当社がその任意の裁量において適切と判断した場合を除く。)又はその他当社が入会を認めることが不適切と判断した場合は入会を承認しない。
 - (1) 入会申込書に虚偽の記載があるとき
 - (2) 過去に当社又は本会から取引中止、又は除名処分を受けた者であるとき
 - (3) 自らの営業について行政庁(監督行政庁、消費者庁、独立行政法人国民生活センター、消費生活センター、地方自治体等を含む)から免許取消、営業停止、その他の処分を受けたことがあることが判明したとき。
 - (4) 自らの営業に関して刑事事件として有罪の判決を受けたことがあるとき
 - (5) 自ら又はその代表者が現に被疑者として捜査を受け、又は被告人として訴

追を受けているとき

- (6) 以下のいずれかの事項に該当する法人、団体、組織、及び個人(総称して以下「特定団体等」という。)に該当することが判明したとき
 - ① 暴力団(その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。以下同じ。)
 - ② 暴力団員(暴力団の構成員をいう。以下同じ。)
 - ③ 暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し若しくは関与する者をいう。以下同じ。)
 - ④ 暴力団関係企業(暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が經營する企業で暴力団に資金提供を行なうなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。)
 - ⑤ 総会屋等(総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。)
 - ⑥ 社会運動等標ぼうゴロ(社会運動又は政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。)
 - ⑦ 特殊知能暴力集団等(上記①から⑥までに掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。)
 - ⑧ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号。その後の改正を含む。)に基づき処分を受けた団体に属していると合理的に判断できる者及びこれらの者と取引のある者
 - ⑨ 組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成11年法律第136号。その後の改正を含む。)に定める犯罪収益等隠匿及び犯罪収益等収受を行い又は行っている疑いのある者及びこれらの者と取引関係又は資本関係のある者
 - ⑩ 公序良俗に反する団体又はその構成員若しくは関係先と合理的に判断される者
 - ⑪ その他上記①から⑩までに準ずる者
- (12) 上記①から⑪までに該当する者(以下「暴力団員等」という。)が代表者、役員及び主たる株主並びに經營を実質的支配している者である者
- (13) 暴力団員等が經營に実質的に関与していると認められる関係を有する者
- (14) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつてするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
- (15) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
- (16) 役員又は經營に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

2. 当社が入会希望者の入会を承認しない場合であっても、その判断過程及び基準については、入会希望者に開示又は通知しないものとする。

第8条(変更)

会員は、入会申込用紙の記載事項に変更が生じた場合は、変更が生じた日から2週間以内に当社に届け出るものとする。届け出を怠ったことによる不利益について、当社及び本会は責任を負わない。

第9条(本件サービスの具体的な内容)

会員は、本会への入会期間中、会員制度説明書に規定した本件サービスを受けることができる。

第10条(知的財産権の帰属)

1. 本件サービスの提供の過程において当社が作成し会員に提供した著作物(以下「本件著作物」という。)に係る著作権及び本会の運営の過程において生じた発明、ノウハウその他の知的財産権は、すべて当社に帰属する。但し、いかなる場合にも、当社は会員に対して本件著作物及び特定の知的財産権に係る情報を提供する義務を負うものではない。
2. 会員は、当社の事前の書面による承諾がない限り、有償又は無償を問わず、複製、公衆送信等、口述、頒布、譲渡、貸与その他のいかなる手段によつても、本件著作物を会員以外の第三者に提供することができない。
3. 本会則に従つて会員が自己の事業のために内部的に使用する場合には、本件著作物の利用目的及び態様に照らし合理的と認められる範囲内の改変(加工、編集、削除など)並びに翻訳及び翻案をすることができるものとする。
4. 会員が、本会の活動に関連して自ら又は関連会社の取組事例、売上実績その他の事業情報を説明する資料(個人情報を除き、以下「事例資料」とい

う。)を異議を留めることなく提供した場合には、当社は、当該会員の承諾を要することなく、本会の運営及び当社におけるその他のサービス開発のために、事例資料の複製、改変(加工、編集、切除など)並びに翻訳及び翻案をしてこれを利用することができるものとする。ただし、当該利用は、第三者において同事例を提供した会員を特定できない方法に限られるものとし、同会員を特定できる方法による利用は別途当該会員の許諾が必要となるものとする。

第 11 条(秘密保持)

1. 会員は本会の入会中であると退会後であるとにかくわらず、本会の活動(本件サービスを含む。)の過程において知り得た当社、他の会員、及びその他の本会関係者(視察ツアーリーダー先企業、セミナー講師、例会ゲストその他の関係者を含む。)の秘密情報(一般に公開されていない情報及びこれらの者が通常一般に開示されることを望まないものと合理的に認められる情報をいう。また、事例資料に含まれる情報は秘密情報とみなす。)を第三者に開示、漏洩せず、又は本会の目的以外に使用してはならない。
2. 会員は、本会の目的を達成するために必要な範囲内で会員の役員及び従業員に対し、前項の秘密情報を開示することができる。この場合、会員は、当該役員及び従業員に対しても会員と同様の守秘義務を負わせるものとし、当該役員及び従業員からの情報漏洩に関する全ての責任を負う。

第 12 条(保証制限)

1. 当社が本件サービスの提供の過程において会員に本件著作物その他の資料を提供した場合でも、当社は、当該資料について、その内容の特定目的適合性、適法性及び一定の効果を保証するものではないことを会員はあらかじめ確認する。
2. 会員はすべて自己的の判断と責任において事業活動を行うものであり、本会において入手した情報をを利用して事業活動を行ったことに関して、対外的に生じたかかる紛争も会員の責任と費用負担で解決するものとする。
3. 当社又は会員は、他の会員に対して、本会のテーマに関連して協力会社等を紹介することがあるが、その義務を負うものではなく、かつ他の会員に対して当該協力会社等について何らの保証をするものでもない。よって、他の会員は、当社又は会員から協力会社等を紹介されたとしても、自らの責任において取引に入るか否かを判断するものとし、協力会社等との紛争について当社、本会及び紹介した会員に対して何らの請求もしないものとする。

第 13 条(会員資格の期間)

1. 会員資格の有効期間は入会日から満 1 年間とする(以下「会員年度」という。)。但し、会員が期間満了日の 1 か月以上前に当社に対して退会通知書面を提出しない限り、又は当社が異議を述べない限り、会員資格はさらに同一条件にて 1 年間更新されるものとし、その後も同様とする。
2. 会員が会員資格を更新する場合には、当社から発行される請求書に基づき更新後の会員年度(以下「更新会員年度」という。)に係る年会費(別紙会員制度説明書に定める金額と同額)を当該請求書受領後 1 か月以内に支払うものとする。但し、会費が口座引落の場合には、会員は、前年と同じ条件(別紙会員制度説明書に定める金額と同額)で更新会員年度に係る年会費が引き落されることをあらかじめ同意する。

第 14 条(禁止行為)

1. 会員は、本会の入会中以下の行為をしてはならない。また、当社は会員(代表者及び主たる株主並びに経営を実質的支配している者を含む。)が以下の行為を行い又は行うおそれがあると判断した場合、会員資格の停止、消滅、損害賠償請求、又はその他適切な措置を講じることができる。
 - (1) 公序良俗に反する行為
 - (2) 許諾なく当社の商標を利用し、又は当社、第三者(他の会員を含む。)の知的財産権を侵害する行為
 - (3) 第三者になりすまして当社のサービスを利用し、又は第三者に利用させる行為
 - (4) 当社、本会、他の会員、又は第三者を誹謗中傷し、手段の如何にかかわらず名誉もしくは信用を棄損し、又は不利益を与えるような行為
 - (5) 本会の運営を妨げるような行為
 - (6) 前各号に規定する他、法令(法律、規則、命令、条例、通達、行政ガイドライン等を含む。)、本会則、個別に制定された本会則以外の本会の運営ルール又は会員制度説明書の義務に違反する行為
2. 会員が他の会員又は第三者との間に紛争となつた場合には、当該会員は自らの費用と責任において当該紛争を解決しなければならない。かかる紛争において当社が他の会員又は第三者から何らかの請求又は法的措置を講じられた場合には、当該会員はその費用負担において当社を防御し、当社が金銭的負担を余儀なくされた場合にはこれを補償する。
3. 会員は、本会の入会中及び本会の退会後 1 年間の間、本会を通じて接触した当社及び当社の関連会社の役員又は従業員(辞任又は退職してから 1 年以内の者を含む。)を、会員、会員の関係会社、又はそれらの代表者若しくは株主が実質的に支配する事業者(法人格の有無又は組織の如何を問わない。)において、雇用、請負、委任その他形式の如何を問わず、当該

事業者の事業に従事させてはならない。ただし、本会の責任者及び担当者の従業員(辞任又は退職してから 1 年以内の者を含む。)については、本会の参加者が提供したノウハウ・秘密情報を集約できる結果、当該ノウハウ・秘密情報が特定の会員のみに漏洩するおそれには鑑み、本文の制限期間を会員が本会に入会している間及び本会の退会後 2 年間とする。

第 15 条(退会)

1. 会員は、会員年度(更新後は更新会員年度)の期間中に本会を退会することができないものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、第 21 条に定める本会則又は会員制度説明書の変更に同意しない会員は、本会を退会することができる。
3. 前項の規定により退会を希望する会員は、第 21 条に従い当社が定める期限までに、当社所定の退会届を、郵送にて当社に提出しなければならないものとする。

第 16 条(会員資格の喪失等)

1. 会員において次の各号に該当する事由が生じたときは、当社は当該会員に対して何ら催告をすることなく当該会員の会員資格を一時停止又は将来に向かって消滅させることができる。
 - (1) 第 7 条第 1 項各号のいずれかの事由に該当した場合
 - (2) 第 13 条第 2 項に定める期限までに所定の年会費の支払をしなかった場合
 - (3) 第 14 条第 1 項各号のいずれかの事由に該当し、又は第 14 条第 3 項に違反した場合
 - (4) 承諾通知受領後 2 カ月以内に入会金及び年会費の支払いをしなかった場合並びに支払停止又は支払不能の状態となった場合
 - (5) 自ら振出し又は裏書きした手形又は小切手が不渡りとなった場合
 - (6) 差押、仮差押、仮処分等(税務当局による保全差押を含む)の保全命令又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (7) 破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、又は特別清算開始の申立てを行い又は第三者からそれらの申立てを受けた場合
 - (8) その他経営状態が悪化したとき又は悪化する恐れがあると認められる場合
 - (9) 故意又は重大な過失により、当社又は他の会員に損害を与えた場合
2. 第 10 条乃至第 12 条、第 19 条及び第 20 条の規定は、会員が退会した後においてもなお有効に存続する。

第 17 条(会費)

1. 会員は、第 6 条に定める入会承認通知を受領したとき、追加参加者がいる場合及び会員資格を更新するとき(この場合は第 13 条第 2 項の手続による。)は、速やかに当社に対して、会員制度説明書に規定された条件で入会金又は年会費を支払う(振込の場合、振込手数料は会員の負担とする)。
2. 会員資格の有効期間中に租税関連法令の改正により消費税等の税率が変更された場合には、年会費等に係る消費税額も自動的に変更されるものとする。
3. 当社は、会員が既に支払った会費その他の拠出金は理由の如何を問わず返還しない。ただし、第 15 条第 2 項に基づき退会する場合を除く。

第 18 条(権利譲渡)

当社の事前の書面による承諾のない限り、会員は、本会の会員資格及び本会の入会に基づき取得した権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡、貸与し、又は担保に供してはならない。

第 19 条(準拠法)

本会則は、日本法を準拠法として解釈・適用されるものとする。

第 20 条(協議及び管轄裁判所)

本会則又は本件サービスに関連して当社と会員又は会員間において紛争が生じた場合は、関係当事者間で誠意を持って協議するものとする。協議をしてなお解決できず司法的解決を図る場合には東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

第 21 条(本会則の変更)

当社は、会員制度説明書の条件を含む本会則の内容を変更する必要があると認めた場合には、適宜変更することができるものとする。この場合、当社は、当該変更の施行予定日の 1 か月前までに電子メール、FAX、もしくは郵送により会員に通知し、又は本会の WEB サイトへの掲載もしくはその他の合理的な告知方法により告知するものとする。なお、当社がこの手続に従って通知又は告知したにもかかわらず、当社が定める期限までに会員が当社に対して不同意の意思を表明しなかつた場合又はその意思の表明の有無を問わず、会員が同期限経過後に本件サービスを利用した場合には、当該会員は、当該変更について同意したものとみなす。

第 22 条(発効)

本会則は 2023 年 12 月 1 日より 効力を生じるものとする。

当社デジタルツールに係る利用規約

この利用規約(以下「本規約」といいます。)は、船井総研ロジ株式会社(以下「当社」といいます。)が本研究会の会員に対して提供するサービスのうち、会員制度説明書に本規約の適用がある旨が表示されたサービス及び当社が本研究会のサービスの一環として提供する本システムを含むデジタルツールの利用に関して適用されます。本規約は、契約者及び利用者が遵守すべき条件を定めるものであり、本規約に同意した契約者及び利用者のみが本サービスを利用できるものとします。

第1条(定義)本契約において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 「本契約」とは、本サービスの利用に関する当社と契約者との間の契約をいいます。
- (2) 「その他の規程」とは、当社が定める本規約以外で本契約の内容を定める規程、規約、規則等をいいます。
- (3) 「契約者」とは、本サービスを利用するため当社との間で本契約を締結した法人又は個人をいいます。但し、契約者は本研究会の会員に限られるものとします。
- (4) 「利用者」とは、契約者の代表者、役員、雇用関係又はそれに類する関係にある契約者の業務従事者であって、本サービスを現実に利用する個人をいいます。
- (5) 「本サービス」とは、本研究会の会員に交付された会員制度説明書に本規約の適用がある旨が表示された当社が提供する当社独自サービスを個別に又は総称しています。
- (6) 「当社提供コンテンツ」とは、当社が、契約者を含む本研究会の会員に対して共有・閲覧させることを目的として本サービスに掲載する記事、講座、実演指導、資料、動画、マニュアル、事例集その他契約者が閲覧することが想定されている情報をいいます。
- (7) 「会員提供コンテンツ」とは、本研究会の会員が、当社及び契約者を含む本研究会の会員に対して共有・閲覧させることを目的として本サービスに掲載する記事、資料、動画、マニュアル、事例集その他契約者が閲覧することが想定されている情報(本サービスにおいて利用者が行うことがある書込み、発言を除きます。)をいいます。
- (8) 「第三者提供コンテンツ」とは、当社及び本研究会の会員以外の第三者が、当社及び契約者を含む本研究会の会員に対して共有・閲覧させることを目的として本サービスに掲載する記事、講座、実演指導、資料、動画、マニュアル、事例集その他契約者が閲覧することが想定されている情報をいいます。
- (9) 「本コンテンツ」とは、当社提供コンテンツ、会員提供コンテンツ、第三者提供コンテンツを総称しています。
- (10) 「本デバイス」とは、本サービスを利用するための、契約者が管理するPC、タブレット、スマートフォン、その他の当社所定のデバイスをいいます。
- (11) 「本研究会」とは、契約者が所属する当社主催の研究会、フォーラム、アカデミー、パートナーをいいます。
- (12) 「本研究会会費」とは、本研究会会則に基づき契約者が当社に対して支払うべき本研究会の入会費及び会費をいいます。
- (13) 「本システム」とは、本サービスの提供に際して用いられる当社及び当社関係会社のシステムをいいます。
- (14) 「本仕様」とは、本サービスのユーザーインターフェース、機能、利用方法、対応端末、対応プラウザ、対応時間、その他の要素に係る当社所定の仕様をいいます。
- (15) 「当社サイト」とは、本サービスの情報等を掲載した当社及び当社関係会社が運営するウェブサイトをいいます。
- (16) 「知的財産権等」とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権(これらの登録を受ける権利を含みます。)、著作権、不正競争防止法上の権利、ノウハウ、アイデアその他一切の財産的又は人格的権利をいいます。

第2条(適用範囲)

- 1 本規約は、本契約の内容を構成し、当社と契約者とに適用されます。
- 2 その他の規程は、本契約の一部を構成するものとします。本規約とその他の規程の内容が異なる場合は、本規約が優先して適用されます。

第3条(申込)

- 1 契約者は、本規約、本研究会会則及びその他の規程(申込時に有効に存在するもの)全ての内容に同意した上で、当社所定の方法により、本サービスの利用の申込みを行うものとします。
- 2 契約者は、申込時に登録する情報が全て正確であることを保証します。当該登録する情報が不正確であることにより契約者に生じる損害について、当社は一切の責任を負いません。
- 3 当社は、当社所定の基準により、契約者の申込に対する諾否を判断し、これを承諾する場合には、契約者に対し、その旨を当社所定の方法で通知します。当社が当該通知することにより、本契約が成立します。
- 4 当社は、契約者が以下のいずれかに該当する場合はその申込を承諾しないことがあります。なお、当社は、上記判断に関する理由を開示する義務は負いません。
 - (1) 当社所定の方法によらずに本サービスの利用の申込を行った場合
 - (2) 登録する情報の全部又は一部につき、虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
 - (3) 本規約、本研究会会則又はその他の規程に違反するおそれがある場合
 - (4) 過去に本規約、本研究会会則又はその他の規程に違反した者又はその関係者である場合
 - (5) 当社が本サービス以外で提供するサービスに関して、過去に当社の定める利用規約等に違反した者若しくは当社と紛争が生じた者又はそれらの関係者である場合
 - (6) 本研究会の会員となっておらず、又は本研究会の会員資格を喪失した場合
 - (7) その他当社が申込を妥当でないと判断した場合
- 5 契約者は、第2項で登録した情報に変更が生じた場合は、直ちに当社所定の方法により、その変更の手続きを行うものとします。これを怠ったことによって契約者が損害を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

第4条(本サービスの利用料)

- 1 個別の本サービスの利用料は会員制度説明書に記載する方法又は当社所定の方法により定めます。ただし、本サービスの利用料として個別の定めがない場合の利用料は、本研究会会費に含まれるものとします。
- 2 契約者は、本サービスの利用料(個別の本サービスの利用料が設定されている場合)のほか、本研究会会則に従い当社に対し本研究会会費を支払うことを条件として本サービスを利用できるものとします。

第5条(本サービス)

- 1 本サービスの具体的な内容は、別途当社が契約者に対して交付する会員制度説明書に定めるものとし、本仕様の詳細は、当社が別途定めるものとします。契約者は、本サービスを利用するについて自らの環境等を本仕様に適合させる義務を負い、当社は、契約者が自らの環境等を本仕様に適合させなかったことにより発生した損害について一切の責任を負いません。
- 2 契約者は、自ら本サービスを利用し、また利用者をして本サービスを利用させることができます。契約者は、利用者に本規約及びその他の規程の内容を遵守せると共に、個別の規定の有無にかかわらず利用者の一切の行為が契約者の行為とみなされることに同意し、その責任を負うものとします。
- 3 当社は、本サービスの内容の追加、変更、削除等を適宜行うことがあり、契約者は、これを承諾します。
- 4 契約者及び利用者は、自らが本システムに掲載した本コンテンツその他のデータにつき、自己の責任で必要に応じてバックアップ等の措置をとるものとします。当社はいかなる場合にも同データの保存について責任を負いません。
- 5 当社は、本サービス及び本コンテンツその他のデータが保存されているサーバ機器、サービス用に使用する通信回線、契約者の電気通信接続サービス、契約者の設備、その他当社の運営管理範囲外の機器、設備、ソフトウェアの故障等により生じた費用又は損害等について、何らの責任を負いません。

第6条(当社提供コンテンツ)

- 1 当社は、本サービスを通じ、当社の保有するノウハウの共有、連絡事項の伝達、契約者及び利用者の業務改善への寄与等を目的として当社提供コンテンツを契約者向けに提供する場合があります。
- 2 当社提供コンテンツは、契約者及び利用者がこれを参考に自らの業務改善等を行ふことを目的として提供されるものですが、当社は、当社提供コンテンツの最新性、目的適合性、効果、結果について保証せず、これらについて何ら責任を負いません。
- 3 当社は、当社における任意の判断により、提供した当社提供コンテンツの内容を更新、変更又は削除するにがあり、その継続的な提供を保証するものではありません。

第7条(会員提供コンテンツ)

- 1 本サービスの仕様により、契約者は、以下の各条件を全て充足する場合に限り、本サービスを通じ、会員提供コンテンツをアップロード等本システムが定める所定の方法により掲載することができる場合があります。その場合、契約者は、他の契約者が同会員提供コンテンツにアクセスすることができる状態になった時点をもって、本サービスを利用する他の契約者及び利用者が本規約に従い当該会員提供コンテンツを閲覧すること及びこれを自らの業務の参考資料として本研究会及び本サービスの目的に照らし合理的な範囲内で利用することに同意したものとみなされます。ただし、本サービスの仕様により会員提供コンテンツのダウンロードその他複製が可能とされている場合は、複製を希望する者が当社所定の方法により複製を許諾するか否かを契約者に確認し、契約者がこれに許諾するか否かを回答するものとします。
- (1) 当社が本サービスに契約による会員提供コンテンツの掲載を許諾していること
- (2) 契約者が掲載しようとする会員提供コンテンツに、生存者であるか否かを問わず、特定の個人を識別することができる情報(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることなるものを含みます。)又は個人識別符号(個人情報の保護に関する法律第2条第2項の定義に従います。)が含まれている場合には、これが全て削除(黒塗マスク等の措置を含みます。)されています。但し、これら情報・符号に係る本人から事後的に確認可能な方法により、会員提供コンテンツとしての掲載並びに本サービスの利用者による本規約に基づく閲覧、複製等の利用につき明示的な同意を得ている場合を除きます。なお、当社は、いかなる場合にも契約者から上記の情報・符号の削除業務を受託することはできません。

- (3) 第三者の秘密情報(現に秘密として管理されているか否かにかかわらず、一般に公開されておらず、第三者によって一般に開示されることが予定されているものと合理的に認められない性質の情報を含みます。)が含まれていないこと。但し、当該第三者から、事後的に確認可能な方法により、会員提供コンテンツとしての掲載並びに本サービスの利用者による本規約に基づく閲覧、複製等の利用につき明示的な同意を得ている場合を除きます。
- (4) 当該会員提供コンテンツの内容が正確であり、かつ、第三者の権利を侵害するものではないこと。
- 2 本サービスを通じて掲載された会員提供コンテンツにつき、前項各号の条件のいずれかを充足していないと当社が任意に判断した場合、当社は、当該会員提供コンテンツにつき任意の方法で削除又は公開を停止することができます。なお、契約者は当社のこの措置に対して異議を申し立てることができず、当社は当該措置により生じた結果につき何らの責任を負いません。また、いかなる場合においても、当社は、当該会員提供コンテンツが前項各号の条件を充足するか否かの調査・確認義務を怠うものではありません。
- 3 本サービスを通じて提供された会員提供コンテンツが第1項各号の条件のいずれかを充足していないにより、自らが損害その他の不利益を被り又は被るおそれがあると主張する者(他の契約者及び利用者を含みます。)から、当社又は契約者は對し損害賠償その他の請求がなされた場合、当該会員提供コンテンツを掲載した契約者は自らの責任と費用負担においてこれを解決するものとし、当社に一切の損害を被らせないものとします。但し、当該請求者から当社に対して請求がなされたことにより当社が賠償金、対応費用(弁護士費用を含みます。)その他の金銭を支出したときには、当該契約者が当社に対しその全額を補償するものとします。
- 4 当社は、会員提供コンテンツの内容につき、本サービスの仕様に応じて適切な表示がされることを目的として、その目的に必要最小限度な範囲で当該会員提供コンテンツの内容を変更することができます。また、当社は、会員提供コンテンツが本サービスで継続的に提供されること及び会員提供コンテンツに係るデータが継続的に本サービス内に保存・保管されることを保証するものではありません。

第8条(第三者提供コンテンツ)

- 1 本サービスにおいて、第三者により第三者提供コンテンツが提供されることがあります。
- 2 当社は、第三者提供コンテンツの内容、権利関係その他の事項について一切保証せず、また、その内容並びに契約者及び利用者における第三者提供コンテンツの利用について何ら責任を負いません。
- 3 当社は、第三者提供コンテンツが提供されること及び提供された場合の継続的な提供を保証するものではありません。

第9条(再委託)

- 1 当社は、当社の責任において、本サービスの実施の一部を第三者に再委託することができます。
- 2 当社は、再委託先に対して、本契約に基づく自己の義務と同内容の義務を負わせるものとし、再委託先の行為に関する、自ら本サービスを実施した場合と同様の責任を負うものとします。

第10条(禁止行為)

- 契約者は、以下の各号のいずれかに該当すると当社が判断する行為をしてはならないものとします。

- (1) 本サービスを不正の目的をもって利用する行為

- (2) 本サービス又は本コンテンツの全部又は一部を第三者に提供する行為
 (3) 本社様で予定されていない範囲で本サービス又は本コンテンツの内容をダウンロード、コピー、録音、録画、撮影、その他複製する行為
 (4) 本サービスの利用のために当社が契約者に割り当てた ID・パスワードを無償・有償を問わず第三者に貸与若しくは譲渡し、又はその他の方法で第三者の利用を可能にする行為
 (5) 本サービスの運営・維持を妨げる行為
 (6) 本サービスの信用を毀損する行為
 (7) 契約者、他の契約者又は第三者になります行為
 (8) 契約者と雇用関係又はそれに類する関係にある者以外に本サービスを利用させる行為
 (9) 当社が予定していない態様にて本サービス内で宣伝、広告、勧説又は営業をする行為
 (10) 犯罪に関連する行為
 (11) 公序良俗に反する行為
 (12) 所属する業界団体の内部規則に違反する行為 当社、他の契約者、又は第三者の知的財産権等、プライバシー権、名誉権、信用、肖像権、その他何らかの権利又は利益を侵害する行為
 (13) 前各号の行為を直接又は間接に惹起し又は容易にする行為
 (14) 前各号の行為を利用者が行なうことを看過する行為
 (15) その他、当社が不適切と判断する行為

第 11 条(知的財産権等及びその他の権利)

- 1 本コンテンツ及び本サービスの知的財産権等は、全てその提供を行う者に帰属します。本契約の締結は、本コンテンツ及び本サービスに関する当社、当該コンテンツの提供者の知的財産権等に関して、本サービスを利用する範囲を超えて、契約者又は利用者に対して、いかなる権利も許諾するものではありません。
 2 本サービスの仕様上、利用者が書込み又は発言を行うことが可能な場合、利用者が行った書き込み又は発言に係る知的財産権等(著作権については著作権法上の「著作物」に該当する場合とし、著作権法第27条及び第28条に定める権利も含みます。)は、当該利用者が書き込み、発言を行った時点で全て利用者又は契約者から当社に無償にて譲渡されるものとします。また、利用者及び契約者は当該書き込み又は発言(著作権法上の「著作物」に該当する場合)に係る著作者人格権を当社、当社のグループ会社及び当社が指定する第三者に対して行使しないことに同意します。
 3 契約者は、本サービスの実施又は利用に際して、当社・利用者間の支援及び会議、第三者による利用者に対する指導及び講演、並びに会員提供コンテンツを含む契約者又は利用者が本システムに掲載又は提供した内容、(以下併せて「対象会議等」といいます。)について、当社が以下のとおり記録、保存及び利用することにあらかじめ同意するものとし、また利用者をして同意せるものとします。
 (1) 対象会議等を当社が録音、録画、撮影その他の方法で記録すること(写真及び動画を含み、また人物が特定できる内容での記録を含みます。)
 (2) 前号の記録を編集すること。
 (3) 第 1 号の記録及び前号の編集物の音声部分について、反訳、反訳時の表現修正及びその要約化(用語・表現の適正化及び文脈整理等、言語の著作物の内容及び趣旨に実質的な変更を生じさせない範囲のもの)を行うこと。
 (4) 前号の反訳について外国語へ翻訳すること。
 (5) 前各号に基づき作成された記録、編集物、反訳、翻訳等(写真、音声、映像、及び文章を含みます。)を複製すること。
 (6) 前各号に基づき作成された記録、編集物、反訳、翻訳、複製物等を保存すること。
 (7) 第 1 号から第 5 号までに基づき作成された記録、編集物、反訳、翻訳、複製物等を、本サービスの実施又は本サービスの品質向上のために利用すること。

第 12 条(第三者の権利侵害)

- 1 本サービスが第三者の知的財産権等その他の権利を侵害するものであるとして、第三者との間で紛争が生じた場合、当社及び契約者は、直ちにこれを相手方に通知するものとします。
 2 契約者は、前項の紛争の処理にあたり、当社に対し、実質的な参加の機会及び紛争を処理するために必要な権限を与え、並びに必要な協力をを行うものとします。
 3 第1項の紛争によって契約者に生じた損害について、当社は、本契約に定める範囲内で、これを賠償するものとします。ただし、当該紛争が契約者の責めに帰すべき事由(会員提供コンテンツを含みます。)により生じた場合、当社は一切責任を負わないものとします。
 4 前項に拘らず、契約者が本条第1項又は第2項に違反した場合、当社は一切責任を負わないものとします。

第 13 条(非保証)

- 当社は、次の各号につき、いかなる保証も行うものではありません。また、契約者又は利用者が当社から直接又は間接に本サービスに関する情報を得た場合であっても、当社は、契約者に対し、本契約において規定されている内容を超えて、いかなる保証も行うものではありません。
 (1) 本サービスを通じて得られる情報が最新で正確かつ過不足なく完全であること。
 (2) 本サービスを通じて得られる情報が契約者の特定の目的に適合し、有用であること。
 (3) 本サービスを通じて得られる情報が契約者に適用のある法令、業界団体の内部規則等に適合すること。

第 14 条(本サービスの中止等)

- 1 当社は、本社様の変更、本システムの過負荷・不具合・メンテナンス・停止・仕様変更、法令の制定改廃、天災地変、停電、通信障害、不正アクセス等により当社において必要があると判断した場合、当社が必要と判断する期間、本サービスを変更、中断、制限又は終了する措置(本契約の解除を含みます。)を講じることができるものとし、これによって契約者又は利用者に生じたいかなる損害についても、一切責任を負いません。また、その場合でも契約者は、本研究会の会費を支払う義務を免れません。
 2 当社は、事業上の理由により本サービスの継続が困難と判断した場合には、相当な期間を定めて契約者に対して通知することにより、本サービスを終了することができるものとします。
 3 当社は、前 2 項の変更、中断、制限、終了にあたっては、事前に予告するよう努めます。ただし、緊急やむを得ない場合は、事後速やかに契約者に連絡するものとします。

- 第 15 条(不可抗力)当社は、本システムの過負荷・不具合・メンテナンス・仕様変更、法令の制定改廃、天災地変、停電、通信障害、不正アクセス等、当社の責によらない不可抗力に基づく事由により契約者に生じたいかなる損害についても、一切責任を負いません。

第 16 条(個人情報の取扱い)

- 当社は、契約者及び利用者の個人情報について、法令及び当社所定の個人情報保護方針に基づき取り扱うものとします。

第 17 条(秘密保持)

契約者は、本契約の有効期間中であると終了後であると問わず、本サービスの利用の過程において知り得た当社の情報で一般に公開されていない情報及び通常一般に開示されることを望まないものと合理的に認められる情報を第三者に開示、漏洩せず、また本サービスの利用以外の目的で利用してはならないものとします。

第 18 条(反社会的勢力の排除)

- 1 契約者又はその利用者が、本研究会会則第 7 条第 1 項第 6 号に掲げる法人、団体、組織、及び個人に該当することが判明したときは、当社は何らの催告なく直ちに当該契約者に対する本サービスの提供を中止し、これと併せて本契約を解除することができるものとします。
 2 当社が前項による本サービスの提供中止及び本契約の解除を行なうことにより契約者又は利用者が何らかの損害又は不利益を被った場合でも、当社は、契約者及び利用者に対し、当該損害又は不利益について一切責任を負わないものとします。

第 19 条(期限の利益喪失・解除等)

- 1 契約者(利用者を含みます。)が本規約(但し第 10 条を除きます。)、その他の規程に違反し、当社が相当期間を定めて催告したにも拘わらず是正されない場合には、契約者の本契約上の全ての債務は期限の利益を失うものとし、また、当社は、直ちに本契約を解除することができるものとします。
 2 契約者が次の各号の一に該当した場合には、何らの催告なくして、契約者の本契約上の全ての債務は期限の利益を失うものとし、また、当社は、直ちに本契約を解除することができるものとします。
 (1) 自らが振り出し又は引き受けた手形又は小切手が不渡りとなった場合
 (2) 支払不能の状態となり、又は支払を停止した場合
 (3) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、競売又は公租公課滞納処分を受けた場合
 (4) 破産、民事再生、会社更生又は特別清算の申立てがなされた場合
 (5) 監督官庁から営業停止、営業免許取消しその営業活動に影響を与える行政処分を受けた場合
 (6) 財産状態又は信用状態が悪化した場合
 (7) 事業の継続が困難になった場合
 (8) 実質的支配関係が変化し從前の事業主体との同一性が失われた場合
 (9) 当社に対する重大な背信行為があつた場合
 (10) 第 10 条(禁止行為)に違反した場合
 (11) その他、当社が本サービスの利用を適当でないと判断した場合
 3 契約者が第 1 項に該当した場合又は前項各号の一に該当した場合、当社は、前 2 項に基づく本契約の解除を行なうに、当社が必要と判断する期間、当該契約者に対する本サービスの提供を中断又は制限することができるものとします。
 4 当社が本条による解除を行なう場合でも、契約者は、本サービスの利用の有無を問わず、本研究会会費の全額の支払義務を免れないものとします(既に本研究会会費を支払済みの場合、当社はこれを契約者に返還しないものとします)。
 5 当社が第 1 項又は第 2 項に基づく解除を行い、又は第 3 項に基づく措置により契約者に損害が発生した場合でも、当社は当該損害につき一切責任を負いません。

第 20 条(損害賠償等)

- 1 契約者は、故意又は過失により本契約に違反し、当社に損害を与えた場合、これを賠償するものとします。
 2 契約者が本サービスに関連して第三者との間で紛争を生じた場合は、契約者の費用と責任において、当該紛争を処理するものとします。
 3 当社は、本サービスの実施に際し、当社が免責される以外の事由について、自己の故意又は過失により契約者に損害を与えた場合にはこれを賠償するものとします。なお、本規約における当社の各免責規定は、当社に故意又は重過失が存する場合には適用しません。
 4 当社が契約者に対して損害賠償義務を負う場合、賠償すべき損害の範囲は、契約者に現実に発生した通常の損害に限る(付随的損害、間接損害、派生的損害、逸失利益を含む特別の損害及び間接的損害は含まれません。)ものとし、賠償すべき損害の額は、本契約の解除又は解約の有無を問わず、1 年間分の本研究会会費相当額を限度とします。なお、本条は、債務不履行、瑕疵担保責任、不法行為その他の請求原因を問わず、全ての損害賠償に適用されるものとします。

第 21 条(契約期間)

本契約の有効期間は、本研究会の入会期間と同一とします。なお、契約者が本研究会の会員資格を喪失した場合、当該喪失時点での本契約は当然に終了するものとします。

第 22 条(解約)

契約者は、本契約の有効期間中であっても、いつでも当社に対する書面又は当社所定の方法による通知をもって本契約を解約することができます。その場合でも契約者は、本サービスの利用の有無を問わず、本研究会会費の全額の支払義務を免れないものとします(既に本研究会会費を支払済みの場合、当社はこれを契約者に返還しないものとします)。

第 23 条(連絡)

- 1 当社から契約者への連絡は、書面の送付、電子メール若しくはチャットの送信、又は当社サイトへの掲載等、当社が適当と判断する手段によって行なうものとします。当該連絡が、電子メール若しくはチャットの送信又は当社サイトへの掲載によって行われる場合は、当社が電子メール若しくはチャットを送信し又は当社サイトへ掲載した時点で、契約者に到達したものとみなします。
 2 契約者から当社への連絡は、当社所定の問合せ窓口宛に行なうものとします。当社は、当社所定の問合せ窓口以外への連絡については対応を行なう義務を負わず、契約者からの連絡が当社所定の問合せ窓口以外へなされたことにより契約者に不利益、損害等が生じた場合であっても、何らの責も負いません。

第 24 条(完全合意)

本規約は、本契約に関連する当社及び契約者の完全なる合意を構成し、本契約の締結以前に当社及び契約者間でなされた本契約に関連するいかなる口頭又は書面による合意も本契約の締結により効力を失い、全て本契約に取って代わられるものとします。

第 25 条(管轄)

本契約及び本サービスに関連して契約者と当社の間で生じた一切の紛争については、訴額に応じ、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 26 条(本規約の変更)

本規約及びその他の規程の変更については、本研究会の会則の規定に準ずるものとします。

以上

2023年 12 月 1 日 改定

外部デジタルツールを利用した会員向けサービスに関する利用規約

この利用規約(以下「本規約」といいます。)は、船井総研ソリューションズ株式会社(以下「当社」といいます。)が本研究会の会員に対して提供するサービスのうち、会員制度説明書に本規約の適用がある旨が表示されたサービス及び当社が本研究会のサービスの一環として提供する本システムを含むデジタルツールの利用に関して適用されます。

本規約は、契約者及び利用者が遵守すべき条件を定めるものであり、本規約に同意した契約者及び利用者のみが本サービスを利用できるものとします。

第1条(定義)本契約において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 「本契約」とは、本サービスの利用に関する当社と契約者との間の契約をいいます。
- (2) 「その他の規程」とは、当社が定める本規約以外で本契約の内容を定めるその他の規程、規約、規則等をいいます。
- (3) 「契約者」とは、本サービスを利用するため当社との間で本契約を締結した法人又は個人をいいます。但し、契約者は本研究会の会員に限られるものとします。
- (4) 「利用者」とは、契約者の代表者、役員、雇用関係又はそれに類する関係にある契約者の業務従事者であって、本サービスを現実に利用する個人をいいます。
- (5) 「本サービス」とは、本研究会の会員に交付された会員制度説明書に本規約の適用がある旨が表示された当社が紹介するサービス及びツールを個別に又は総称でいいます。
- (6) 「当社提供コンテンツ」とは、当社が、契約者を含む本研究会の会員に対して共有・閲覧させることを目的として本サービスに掲載する記事、講座、実演指導、資料、動画、マニュアル、事例集その他契約者が閲覧することが想定されている情報をいいます。
- (7) 「会員提供コンテンツ」とは、本研究会の会員が、当社及び契約者を含む本研究会の会員に対して共有・閲覧させることを目的として本サービスに掲載する記事、資料、動画、マニュアル、事例集その他契約者が閲覧することが想定されている情報をいいます。
- (8) 「第三者提供コンテンツ」とは、当社及び本研究会の会員以外の第三者が、当社及び契約者を含む本研究会の会員に対して共有・閲覧させることを目的として本サービスに掲載する記事、講座、実演指導、資料、動画、マニュアル、事例集その他契約者が閲覧することが想定されている情報をいいます。
- (9) 「本コンテンツ」とは、当社提供コンテンツ、会員提供コンテンツ、第三者提供コンテンツを総称でいいます。
- (10) 「本デバイス」とは、本サービスを利用するための、契約者が管理するPC、タブレット、スマートフォン、その他の当社所定のデバイスをいいます。
- (11) 「本研究会」とは、契約者が所属する当社主催の研究会、フォーラム、アカデミー、パートナーをいいます。
- (12) 「本研究会会費」とは、本研究会会則に基づき契約者が当社に対して支払うべき本研究会の入会費及び会費をいいます。
- (13) 「本外部システム」とは、本サービスの提供に際して用いられる当社指定の外部システムをいいます。
- (14) 「本外部システム利用規約」とは、本外部システムの提供者がその利用条件を定めた規約の総称をいいます。
- (15) 「本仕様」とは、本サービスのユーザーインターフェース、機能、利用方法、対応端末、対応ブラウザ、対応時間、その他の要素に係る当社所定の仕様をいいます。当社がこれを定めない場合は本外部システム利用規約に定められた仕様に準じます。
- (16) 「当社サイト」とは、本サービスの情報を掲載した当社及び当社関連会社が運営するウェブサイトをいいます。
- (17) 「知的財産権等」とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権(これらの登録を受ける権利を含みます。)、著作権、不正競争防止法上の権利、ノウハウ、アイデアその他一切の財産的若しくは人格的権利をいいます。

第2条(適用範囲)

- 1 本規約は、本契約の内容を構成し、当社と契約者とに適用されます。
- 2 その他の規程は、本契約の一部を構成するものとします。本規約とその他の規程の内容が異なる場合は、本規約が優先して適用されます。
- 3 本規約と本外部システム利用規約との間で内容が矛盾する場合は、当社との関係では本規約が、本外部システムの提供者との関係では本外部システム利用規約が適用されることとします。ただし、これに基づく契約者又は利用者の行動がどちらかの規約違反を構成する場合、本規約が優先して適用されることとします。

第3条(申込)

1 契約者は、本外部システム利用規約、本規約、本研究会会則及びその他の規程(申込時に有效地に存在するもの)の全ての内容に同意した上で、当社所定の方法により、本サービスの利用の申込みを行うものとします。

2 契約者は、申込時に登録する情報が全て正確であることを保証します。当該登録する情報が不正確であることにより契約者に生じる損害について、当社は一切の責任を負いません。

3 当社は、当社所定の基準により、契約者の申込に対する諾否を判断し、これを承諾する場合には、契約者に対し、その旨を当社所定の方法で通知します。当社が当該通知をすることにより、本契約が成立します。

4 当社は、契約者が以下のいずれかに該当する場合はその申込を承諾しないことがあります。なお、当社は、上記判断に関する理由を開示する義務は負いません。

- (1) 当社所定の方法によらずに本サービスの利用の申込を行った場合
- (2) 登録する情報の全部又は一部につき、虚偽、誤認又は記載漏れがあった場合
- (3) 本外部システム利用規約、本研究会会則、本規約又はその他の規程に違反するおそれがある場合過去に本規約、本研究会会則又はその他の規程に違反した者又はその関係者である場合
- (4) 当社が本サービス以外で提供又は紹介するサービスに関して、過去に当社の定める利用規約等に違反した者若しくは当社と紛争が生じた者又はそれらの関係者である場合
- (5) 本研究会の会員となっておらず、又は本研究会の会員資格を喪失した場合
- (6) その他当社が申込を妥当でないと判断した場合
- (7) その他当社が申込を妥当でないと判断した場合

5 契約者は、第2項で登録した情報に変更が生じた場合は、直ちに当社所定の方法により、その変更の手続きを行ふものとします。これを怠つたことによって契約者が損害を被つたとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

第4条(本サービスの利用料)

1 個別の本サービスの利用料は会員制度説明書に記載する方法又は当社所定の方法により定めます。ただし、本サービスの利用料として個別の定めがない場合の利用料は、本研究会会費に含まれるものとします。

2 契約者は、本サービスの利用料(個別の本サービスの利用料が設定されている場合)のほか、本研究会会費に従い当社に対し本研究会会費を支払うことを条件として本サービスを利用ができるものとします。

第5条(本サービス)

1 本サービスの具体的な内容は、別途当社が契約者に対して交付する会員制度説明書に定めるものとし、本仕様の詳細は、当社が別途定めるものとします。契約者は、本サービスを利用するについて自らの環境等を本仕様に適合させる義務を負い、当社は、契約者が自らの環境等を本仕様に適合させなかつたことにより発生した損害について一切の責任を負いません。

2 契約者は、自ら本サービスを利用し、また利用者をして本サービスを利用させることができます。契約者は、利用者に本規約、その他の規程及び本外部システム利用規約の内容を遵守せると共に、個別の規定の有無にかかわらず利用者の一切の行為が契約者の行為とみなされることに同意し、その責任を負うものとします。

3 当社は、本サービスの内容の追加、変更、削除等を、適宜に行なうことがあり、契約者は、これを承諾します。

4 契約者及び利用者は、自らが本システムに掲載した本コンテンツその他のデータにつき、自己的責任で必要に応じてバックアップ等の措置をとるものとします。当社はいかなる場合にも同データの保存について責任を負いません。

5 当社は、本外部システム、本サービス及び本コンテンツその他のデータが保存されているサーバ機器、サービス用に使用する通信回線、契約者の電気通信接続サービス、契約者の設備、その他当社の運営管理範囲外の機器、設備、ソフトウェアの故障等により生じた費用又は損害等について、何らの責任を負いません。

第6条(当社提供コンテンツ)

1 当社は、本サービスを通じ、当社の保有するノウハウの共有、連絡事項の伝達、契約者及び利用者の業務改善への寄与等を目的として当社提供コンテンツを契約者向けに提供する場合があります。

2 当社提供コンテンツは、契約者及び利用者がこれを参考に自らの業務改善等を行なうことを目的として提供されるものですが、当社は、当社提供コンテンツの最新性、目的適合性、効果、結果について保証せず、これらについて何ら責任を負いません。

3 当社は、当社における任意の判断により、提供した当社提供コンテンツの内容を更新、変更又は削除することがあり、その継続的な提供を保証するものではありません。

第7条(会員提供コンテンツ)

1 本サービスの仕様により、契約者は、以下の各条件を全て充足する場合に限り、本サービスを通じ、会員提供コンテンツをアップロード等本外部システムが定める所定の方法により掲載することができる場合があります。その場合、契約者は、同アップロード等本外部システムが定める所定の方法により、他の契約者が同会員提供コンテンツにアクセスすることができる状態になった時点をもって、本サービスを利用する他の契約者及び利用者が本規約に従い当該会員提供コンテンツを閲覧すること及びこれを自らの業務の参考資料として本研究会及び本サービスの目的に照らし合理的な範囲内で利用することに同意したものとみなされます。ただし、本サービスの仕様により会員提供コンテンツのダウンロードその他複製が可能とされている場合は、複製を希望する者が当社所定の方により同複製を許諾するか否かを契約者に確認し、契約者がこれに許諾するか否かを回答するものとします。

- (1) 当社が本サービスに契約者による会員提供コンテンツの掲載することを許諾していること
- (2) 契約者が、掲載しようとすると会員提供コンテンツに、生存者であるか否かを問わず、特定の個人を識別することができる情報(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるとなるものを含みます。)又は個人識別符号(個人情報の保護に関する法律第2条第2項の定義に従います。)が含まれている場合には、これが全て削除(黒塗マスキング等の措置を含みます。)されていること。但し、これらの情報・符号に係る本人から事後的に確認可能な方法により、会員提供コンテンツとしての掲載並びに本サービスの利用者のによる本規約に基づく閲覧、複製等の利用につき明示的な同意を得ている場合を除きます。なお、当社は、いかなる場合にも契約者からの情報・符号の削除業務を委託するとはありません。

(3) 第三者の秘密情報(現に秘密として管理されているか否かにかかわらず、一般に公開されておらず、第三者によって一般に開示されることが予定されているものと合理的に認められない性質の情報を含みます。)が含まれていないこと。但し、当該第三者から事後的に確認可能な方法により、会員提供コンテンツとしての掲載並びに本サービスの利用者による本規約に基づく閲覧、複製等の利用につき明示的な同意を得ている場合を除きます。

(4) 当該会員提供コンテンツの内容が正確であり、かつ、第三者の権利を侵害するものではないこと。

2 本サービスを通じて掲載された会員提供コンテンツにつき、前項各号の条件のいずれかを充足していないと当社が任意に判断した場合、当社は、当該会員提供コンテンツにつき任意の方法で削除又は公開を停止することができるものとします。なお、契約者は当社のこの措置に対して異議を申し立てることができず、当社は当該措置により生じた結果につき何らの責任も負いません。また、いかなる場合においても、当社は、当該会員提供コンテンツが前項各号の条件を充足するか否かの調査・確認義務を怠うものではありません。

3 本サービスを通じて提供された会員提供コンテンツが第1項各号の条件のいずれかを充足していないことにより、自らが損害その他の不利益を被り又は被るおそれがあると主張する者(他の契約者及び利用者を含みます。)から、当社又は契約者に對し損害賠償その他の請求がなされた場合、当該会員提供コンテンツを掲載した契約者は自らの責任と費用負担においてこれを解決するものとし、当社に一切の損害を被らせないものとします。但し、当該請求者から当社に対して請求がなされたことにより当社が賠償金、対応費用(弁護士費用を含みます。)その他の金額を支出したときには、当該契約者が当社に対してその全額を補償するものとします。

4 当社は、会員提供コンテンツの内容につき、本サービスの仕様に応じて適切な表示がされることを目的として、その目的に必要最小限度な範囲で当該会員提供コンテンツの内容を改変又は改変を要請することができますまた、当社は、会員提供コンテンツが本サービスで継続的に提供されること及び会員提供コンテンツに係るデータが継続的に本サービス内に保存・保管されることを保証するものではありません。

第8条(第三者提供コンテンツ)

1 本サービスにおいて、本外部システム運営者その他の第三者により第三者提供コンテンツが提供されることがあります。

2 当社は、第三者提供コンテンツの内容、権利関係その他の事項について一切保証せず、また、その内容並びに契約者及び利用者における第三者提供コンテンツの利用について何ら責任を負いません。

3 当社は、第三者提供コンテンツが提供されること及び提供された場合の継続的な提供を保証するものではありません。

第9条(再委託)

- 当社は、当社の責任において、本サービスの実施の一部を第三者に再委託することができます。
- 当社は、再委託先に対して、本契約に基づく自己の義務と同内容の義務を負わせるものとし、再委託先の行為に関して、自ら本サービスを実施した場合と同様の責任を負うものとします。

第 10 条(禁止行為)

契約者は、以下の各号のいずれかに該当し又は該当すると当社が判断する行為をしてはならないものとします。

- (1) 本サービスを不正の目的をもって利用する行為
- (2) 本サービス又は本コンテンツの全部又は一部を第三者に提供する行為
- (3) 本仕様で予定されていない範囲で本サービス又は本コンテンツの内容をダウンロード、コピー、録音、録画、撮影、その他複製する行為
- (4) 本サービスの利用のために当社が契約者に割り当てた ID・パスワードを無償・有償を問わず第三者に貸与若しくは譲渡し、又は他の方法で第三者の利用を可能にする行為
- (5) 本サービスの運営・維持を妨げる行為
- (6) 本サービスの信用を毀損する行為
- (7) 本外部システム利用規約に違反する行為
- (8) 契約者、他の契約者又は第三者になります行為
- (9) 契約者と雇用関係又はそれに類する関係にある者以外に本サービスを利用させる行為
- (10) 当社が予定していない態様にて本サービス内で宣伝、広告、勧誘又は営業をする行為
- (11) 犯罪に関連する行為
- (12) 公序良俗に反する行為
- (13) 所属する業界団体の内部規則に違反する行為
- (14) 当社、他の契約者、又は第三者の知的財産権等、プライバシー権、名誉権、信用、肖像権、その他何らかの権利又は利益を侵害する行為
- (15) 前各号の行為を直接又は間接に惹起し又は容易にする行為
- (16) 前各号の行為を利用者が行うことを看過する行為
- (17) その他、当社が不適切と判断する行為

第 11 条(知的財産権等及びその他の権利)

1 本コンテンツ及び本サービスの知的財産権等は、全てその提供を行なう者に帰属します。本契約の締結は、本コンテンツ及び本サービスに関する当社、当該コンテンツの提供者、本外部システムの提供者の知的財産権等に関し、本サービスを利用する範囲を超えて、契約者又は利用者に対して、いかなる権利も許諾するものではありません。

2 本サービスの仕様上、利用者が書き込み又は発言を行うことが可能な場合、利用者が行った書き込み又は発言に係る知的財産権等(著作権については著作権法上の「著作物」に該当する場合とし、著作権法第27条及び第28条に定める権利も含みます。)は、当該利用者が書き込み、発言を行った時点で全て利用者又は契約者から当社に無償にて譲渡されるものとします。また、利用者及び契約者は当該書き込み又は発言(著作権法上の「著作物」に該当する場合)に係る著作人格権を当社、当社のグループ会社及び当社が指定する第三者に対して行使しないことに同意します。

3 契約者は、本サービスの実施又は利用に際して、当社・利用者間の支援及び会議、第三者による利用者に対する指導及び講演、並びに会員提供コンテンツを含む契約者又は利用者が本システムに掲載又は提供した内容(以下併せて「対象会議等」といいます。)について、当社が以下のとおり記録、保存、及び利用することにあらかじめ同意するものとし、また利用者をして同意させることとします。

(1) 対象会議等を当社が録音、録画、撮影その他の方法で記録すること(写真及び動画を含み、また人物が特定できる内容での記録を含みます。)

(2) 前号の記録を編集すること。

(3) 第 1 号の記録及び前号の編集物の音声部分について、反訳、反訳時の表現修正及びその要約化(用語・表現の適正化及び文脈整理等、言語の著作物の内容及び趣旨に実質的な変更を生じさせない範囲のもの)を行うこと。

(4) 前号の反訳について外国語へ翻訳すること。

(5) 前各号に基づき作成された記録、編集物、反訳、翻訳等(写真、音声、映像、及び文章を含みます。)を複製すること。

(6) 前各号に基づき作成された記録、編集物、反訳、翻訳、複製物等を保存すること。

(7) 第 1 号から第 5 号までに基づき作成された記録、編集物、反訳、翻訳、複製物等を、本サービスの実施又は本サービスの品質向上のために利用すること。

第 12 条(第三者の権利侵害)

1 本サービスが第三者の知的財産権等その他の権利を侵害するものであるとして、第三者との間で紛争が生じた場合、当社及び契約者は、直ちにこれを相手方に通知するものとします。

2 契約者は、前項の紛争の処理にあたり、当社に対し、実質的な参加の機会及び紛争を処理するために必要な権限を与える、並びに必要な協力をを行うものとします。

3 第1項の紛争によって契約者に生じた損害について、当社は、本契約に定める範囲内で、これを賠償するものとします。ただし、当該紛争が契約者の責めに帰すべき事由(会員提供コンテンツを含みます。)により生じた場合、当社は一切責任を負わないものとします。

4 前項に拘らず、契約者が本条第1項又は第2項に違反した場合、当社は一切責任を負わないものとします。

第 13 条(非保証)当社は、次の各号につき、いかなる保証も行うものではありません。また、契約者又は利用者が当社から直接又は間接に本サービスに関する情報を得た場合であっても、当社は、契約者に対し、本契約において規定されている内容を超えて、いかなる保証も行うものではありません。

(1) 本サービスを通じて得られる情報が最新で正確かつ過不足なく完全であること。

(2) 本サービスを通じて得られる情報が契約者の特定の目的に適合し、有用であること。

(3) 本サービスを通じて得られる情報が契約者に適用のある法令、業界団体の内部規則等に適合すること。

第 14 条(本サービスの中断等)

1 当社は、本仕様の変更、本外部システムの過負荷・不具合・メンテナンス・停止・仕様変更、法令の制定改廃、天災地変、停電、通信障害、不正アクセス等により当社において必要があると判断した場合、当社が必要と判断する期間、本サービスを変更、中断、制限又は終了する措置(本契約の解除を含みます。)を講じることができるものとし、これによって契約者又は利用者に生じたいかなる損害についても、一切責任を負いません。また、その場合でも契約者は、本研究会の会費を支払う義務を免れません。

2 当社は、事業上の理由により本サービスの継続が困難と判断した場合には、相当な期間を定めて契約者に対して通知することにより、本サービスを終了することができるものとします。

3 当社は、前 2 項の変更、中断、制限、終了にあたっては、事前に予告するよう努めます。ただし、緊急やむを得ない場合は、事後速やかに契約者に連絡するものとします。

第 15 条(不可抗力)

当社は、システム(当社の保有管理するシステム及び本外部システムを含みます。)の過負荷・不具合・メンテナンス・停止・仕様変更、法令の制定改廃、天災地変、停電、通信障害、不正アクセス等、当社の責によらない不可抗力に基づく事由により契約者に生じたいかなる損害についても、一切責任を負いません。

第 16 条(個人情報の取扱い)

当社は、契約者及び利用者の個人情報について、法令及び当社所定の個人情報保護方針に基づき取り扱うものとします。

第 17 条(秘密保持)

契約者は、本契約の有効期間中であると終了後であるとを問わず、本サービスの利用の過程において知り得た当社の情報で一般に公開されていない情報及び通常一般に開示されることを望まないものと合理的に認められる情報を第三者に開示、漏洩せず、また本サービスの利用以外の目的で利用してはならないものとします。

第 18 条(反社会的勢力の排除)

1 契約者又はその利用者が、本研究会会則第 7 条第 1 項第 6 号に掲げる法人、団体、組織、及び個人に該当することが判明したときは、当社は何らの催告なく直ちに当該契約者に対する本サービスの提供を中止し、これと併せて本契約を解除ができるものとします。

2 当社が前項による本サービスの提供中止及び本契約の解除を行なうことにより契約者又は利用者が何らかの損害又は不利益を被った場合でも、当社は、契約者及び利用者に対し、当該損害又は不利益について一切責任を負わないものとします。

第 19 条(期限の利益喪失・解除)

1 契約者(利用者を含みます。)が本規約(但し第 10 条を除きます。)、その他の規程、又は本外部システム利用規約に違反し、当社が相当期間を定めて催告したにも拘わらず是正されない場合には、契約者の本契約上の全ての債務は期限の利益を失うものとし、また、当社は、直ちに本契約を解除ができるものとします。

2 契約者が次の各号の一に該当した場合には、何らの催告なくして、契約者の本契約上の全ての債務は期限の利益を失うものとし、また、当社は、直ちに本契約を解除ができるものとします。

(1) 自らが振り出し又は引き受けた手形又は小切手が不渡りとなった場合

(2) 支払不能の状態となり、又は支払を停止した場合

(3) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、競売又は公租公課滞納処分を受けた場合

(4) 破産、民事再生、会社更生又は特別清算の申立てがなされた場合

(5) 監督官庁から営業停止、営業免許取消しその他営業活動に影響を与える行政処分を受けた場合

(6) 財産状態又は信用状態が悪化した場合

(7) 事業の継続が困難になった場合

(8) 実質的支配関係が変化し従前の事業主体との同一性が失われた場合

(9) 当社に対する重大な背信行為があった場合

(10) 第 10 条(禁止行為)に違反した場合

(11) その他、当社が本サービスの利用を適当でないと判断した場合

3 契約者が第 1 項に該当した場合又は前項各号の一に該当した場合、当社は、前 2 項に基づく本契約の解除を行なわずに、当社が必要と判断する期間、当該契約者に対する本サービスの提供を中断又は制限ができるものとします。

4 当社が本条による解除を行う場合でも、契約者は、本サービスの利用の有無を問わず、本研究会会費の全額の支払義務を免れないものとします(既に本研究会会費を支払済みの場合、当社はこれを契約者に返還しないものとします。)。

5 当社が第 1 項又は第 2 項に基づく解除を行い、又は第 3 項に基づく措置により契約者に損害が発生した場合でも、当社は当該損害につき一切責任を負いません。

第 20 条(損害賠償等)

1 契約者は、故意又は過失により本契約に違反し、当社に損害を与えた場合、これを賠償するものとします。

2 契約者が本サービスに関連して第三者との間に紛争を生じた場合は、契約者の費用と責任において、当該紛争を処理するものとします。

3 当社は、本サービスの実施に際し、自己の故意又は過失により契約者に損害を与えた場合にはこれを賠償するものとします。なお、本規約における当社の各免責規定は、当社に故意又は重過失が存する場合には適用しません。

4 当社が契約者に対して損害賠償義務を負う場合、賠償すべき損害の範囲は、契約者に現実に発生した通常の損害に限る(付随的損害、間接損害、派生的損害、逸失利益を含む特別の損害及び間接的損害は含みません。)ものとし、賠償すべき損害の額は、本契約の解除又は解約の有無を問わず、1 年間分の本研究会会費相当額を限度とします。なお、本条は、債務不履行、瑕疵担保責任、不法行為その他請求原因を問わず、全ての損害賠償等に適用されるものとします。

第 21 条(契約期間)

本契約の有効期間は、本研究会の入会期間と同一とします。なお、契約者が本研究会の会員資格を喪失した場合、当該喪失時点で本契約は当然に終了するものとします。

第 22 条(解約)

契約者は、本契約の有効期間中であっても、いつでも当社に対する書面又は当社所定の方法による通知をもって本契約を解約することができます。その場合でも契約者は、本サービスの利用の有無を問わず、本研究会会費の全額の支払義務を免れないものとします(既に本研究会会費を支払済みの場合、当社はこれを契約者に返還しないものとします。)。

第 23 条(連絡)

1 当社から契約者への連絡は、書面の送付、電子メール若しくはチャットの送信、又は当社サイトへの掲載等、当社が適当と判断する手段によって行なうものとします。当該連絡が、電子メール若しくはチャットの送信又は当社サイトへの掲載によって行われる場合は、当社が電子メール若しくはチャットを送信し又は当社サイトへ掲載した時点で、契約者に到達したものとみなします。

2 契約者から当社への連絡は、当社所定の問合せ窓口宛に行うものとします。当社は、当社所定の問合せ窓口以外への連絡については対応を行う義務を負わず、契約者からの連絡が当社所定の問合せ窓口以外へなされたことにより契約者に不利益、損害等が生じた場合であっても、何らの責も負いません。

第 24 条(完全合意)

本規約は、本契約に関連する当社及び契約者の完全なる合意を構成し、本契約の締結以前に当社及び契約者間でなされた本契約に関連するいかなる口頭又は書面による合意も本契約の締結により効力を失い、全て本契約に取って代わられるものとします。

第 25 条(管轄)本契約及び本サービスに関連して契約者と当社の間で生じた一切の紛争については、訴額に応じ、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 26 条(本規約の変更)

本規約及びその他の規程の変更については、本研究会の会則の規定に準ずるものとする。

以上

2023 年 12 月 1 日 改定